

監 査 結 果 報 告 書

平成31年1～3月度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）：教育課

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）：観光・産業振興課

2. 監査期間

月 日	監査対象課
平成 31 年 1 月 10 日（木）	観光・産業振興課
平成 31 年 1 月 18 日（金）	教育課
平成 31 年 2 月 8 日（金）	教育課
平成 31 年 3 月 11 日（月）	観光・産業振興課

3. 監査の対象事務

定期監査

- ・教育課における平成 28 年度、平成 29 年度の随意契約に関する事務の執行について

財政援助団体等監査

- ・観光・産業振興課：香楠荘、金剛山ロープウェイの指定管理の契約等について

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、契約保証金の免除申請が提出されていないものや、指定管理の契約において、協定書どおりの事務の執行が行われていないものが一部見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【教育課】

1 契約保証金の免除について

- ・村財務規則第 81 条による契約保証金の免除を行う場合は、契約保証金免除申請書を提出することになっているが、第 3 号理由（過去 2 ヶ年で他の地方公共団体等と同等の契約を締結している場合）の場合でしか提出がされていない。少額随契や、第 3 号以外の理由の場合でも全て提出するのか、村で統一すること。

2 支出負担行為に添付する資料について

- ・支出負担行為に添付する資料として、請書の写しを添付しているが、支出負担行為を整理する時期は、「会計事務の手引き（平成 30 年 4 月）」によれば、契約を締結する時であるため、支出負担行為票には契約の起案書の決裁後の写しを添付すること。

3 教科指導用備品の購入について

- ・平成 28 年度における教科指導用備品において、1 万円以下の品物が備品として購入されている。備品と消耗品の違いを整理すること。

4 事務椅子の購入について

- ・平成 28 年度における事務椅子の購入において、各小学校で購入される椅子が統一されておらず、購入金額が毎回異なっている。統一して購入し、経費削減を図ってはどうか。
- ・古くなった椅子は廃棄処分したとのことだが、承認の決裁が教育課長の決裁となっている。備品については決算書にも記載されるので、会計管理者へも報告をすること。

5 通知表印刷製本について

- ・平成 28 年度通知表印刷製本において、随意契約の理由が 1 号とするものと 2 号とするものでわかれている。統一すること。
- ・小学校 2 校で通知表の様式を統一し、まとめて印刷を依頼し、経費削減を図ってはどうか。

- 6 各種検診委託業務について
 - ・平成 29 年度における各種検診委託業務において、随意契約の理由が全て異なっている。少額ならば 1 号理由が優先されるのではないか。
- 7 小・中学校校務員及び幼稚園園務員業務について
 - ・平成 29 年度における小・中学校校務員及び幼稚園園務員業務において、単価契約をしているが、総額の契約の委託料の額は 50 万円を超えるので村長決裁をとること。また、長期継続契約を実施してはどうか。
- 8 ウイルス対策ソフト更新業務及び統合脅威管理装置更新業務について
 - ・平成 29 年度におけるウイルス対策ソフト更新業務及び統合脅威管理装置更新業務において、契約履行期間が平成 30 年 8 月 31 日までとなっており、年度を超えての契約となっている。債務負担行為か長期継続契約の手続きをすること。
- 9 オージオメータ校正検査業務及び T00Li-S 使用契約について
 - ・平成 29 年度におけるオージオメータ校正検査業務及び平成 28 年度における T00Li-S 使用契約において、起案文書に予定価格が記載されていない。
- 10 蒸気回転釜 3 台修理業務について
 - ・平成 29 年度における蒸気回転釜 3 台修理業務において、契約保証金免除項目が訂正されているが、訂正者や日付が不明瞭である。
 - ・契約書と仕様書の一体化の為の割り印が押されていない。
- 11 千早小吹台小学校配膳室漏水他工事について
 - ・平成 29 年度における千早小吹台小学校配膳室漏水他工事において、完了検査を写真のみで判断しており、職員が確認した記録が作成されていない。
- 12 千早赤阪村 B & G 海洋センター管理業務について
 - ・仕様書内に事故時（溺者）の最終責任項目が記載されていない。他社等のプール監視業務内容を調査し、契約協議項目（保証）に記載すること。
 - ・村財務規則第 81 条に基づき、契約保証金を免除しているが、免除申請書が提出されておらず、免除しても良い、という決裁がとられていない。
 - ・契約書に仕様書が添付されていない。仕様書を添付して割り印を押すこと。
- 13 御旅所遺跡確認調査業務委託について
 - ・平成 28 年度における御旅所遺跡確認調査業務委託において、完了確認を実施しているのが 7 月 22 日だが、完了報告書を提出しているのが 25 日になっている。完了確認実施後は早急に完了報告書を提出すること。
 - ・契約の際に作成した請書に仕様書が添付されていない。
- 14 道の駅ちはやあかさかトイレ改修工事監理業務について
 - ・平成 29 年度における道の駅ちはやあかさかトイレ改修工事監理業務において、契約の起工伺いが作成されておらず、予定価格も設定されていない。また、起案文書に教育課への合議があるが、教育長や教育課長の印鑑を求めるとであればその旨

の欄を記載すること。

15 くすのきホール音響・照明設備定期点検

- ・起工伺い、見積徴取の起案が作成されておらず、予定価格も設定されていない。
- ・契約金額が 30 万を超えているが、教育長の決裁がとられていない。
- ・随契理由書に、1 者の見積徴取となった理由が具体的に記載されていない。
- ・見積書に記載されている内訳の根拠が不明確である。点検を実施する内容や回数、日時の情報がなく、契約の履行確認が出来ないのではないか。相手が履行できる内容の仕様書を作成し、完了確認を実施すること。
- ・9 月と 3 月の年 2 回しか点検しないのであれば、契約は 4 月 1 日からでなくても良いのではないか。契約期間を検討すること。

16 くすのきホール空調設備保守管理について

- ・随契理由書に 1 者の見積徴取となった理由が具体的に記載されていない。

17 くすのきホール管理業務について

- ・業務の決裁伺いが作成されていない。また、契約の仕様に清掃方法の具体的な内容が記載されておらず、完了後の確認を実施することが出来ないのではないか。
- ・契約書に契約単価しか記載されていないので、実際に契約を行う総額を記載すること。
- ・契約保証金の免除申請書が提出されていない。また、総額は 50 万を超える契約になるので、少額を理由とした契約保証金免除には該当しない。契約保証金免除申請書を提出させること。

18 くすのきホール舞台・照明・音響関係操作業務について

- ・日額 21,600 円の単価契約をしているが、年間で 176 万となるが、村長までの決裁がとられていない。また起案文書や契約書に総額が記載されていない。
- ・4 月 1 日からの契約が必要なのであれば、長期継続契約を検討してはどうか。
- ・契約保証金の免除申請書が提出されていない。また、総額は 50 万を超える契約になるので、少額を理由とした契約保証金免除には該当しない。契約保証金免除申請書を提出させること。

19 くすのきホール内舞台吊物機構設備改修工事について

- ・工事の起工伺いが作成されておらず、契約金額の内訳の根拠となる資料がない。また、随意契約理由書には適正な金額であるため契約すること、と記載されているが、どの金額を根拠として適正な金額としているのかが不明瞭である。

20 図書システム保守料について

- ・平成 29 年度における図書システム保守料における契約書において、日付の記載と教育長の印が抜けている。また、相手先の支店長の名前が変更となっているが、契約書が 2 枚あり、どのような変更契約をしたのかが不明瞭である。
- ・平成 28 年度までは長期継続契約をしており、平成 29 年度からの契約書には契約

を延長するように書かれている。長期継続契約は5年までしかできないので、どのような契約をしているのか流れを整理すること。

財政援助団体等監査

【観光・産業振興課】

- 1 香楠荘、金剛山ロープウェイの指定管理の契約等について
 - ・協定書第5条において、平成31年度以降、過去3ヶ年の売上額の実績が7千万円を下回り、ロープウェイの運営に支障をきたす運営状況に陥った場合は、指定管理料について協議し、同意のもと、変更することができ、その場合の指定管理料は3,750万円を最低保証額とすることができるものとされているが、実績の7千万及び最低保証額の3,750万円の金額の根拠となる資料が作成されていない。
 - ・仕様書のP4、6管理経費の経理、(4)において、前年度の管理経費を報告することになっているが、報告されていない。
 - ・協定書第18条第2項において、提出された月例報告書を確認したときは、指定管理者にその旨を通知することになっているが、判断できる資料が作成されておらず、確認通知が提出されていない。
 - ・平成28年度と平成29年度の輸送人員を比べると、人員は4,000人減っているのに売上は450万円増加している。資料を分析して原因を追究すること。
 - ・仕様書のP13、11備品及び消耗品、(1)において、業務に必要な備品及び消耗品は、指定管理者に無償で使用させることが出来る旨の規定があるが、リストや台帳等が作成されていない。村も同じ台帳等を作成し、どちらが購入した品なのかを管理すること。
 - ・平成31年度における事業計画書に記載されている、輸送人数を増加させる方法、飲料単価、顧客満足度の改善方法等、計画されている内容について詳しい実施方法の報告を求めること。
 - ・プロポーザルを実施した際に提出された計画の資料を基準とし、今後の事業計画を判断してはどうか。運行可能回数や必要人員等の資料については村で把握できるはずなので、積算の根拠とすること。
 - ・葛城山のロープウェイ等、他社の運行状況等を調査し、村のロープウェイとの比較を実施してはどうか。
 - ・協定書第5条第2項において、「平成31年度以降について、過去3ヶ年の売上額の実績が7千万円(税抜)を下回りロープウェイの運営に支障をきたす運営状況に陥った場合は、指定管理料について甲乙協議し双方が合意のもと、書面に押印のうえ変更できるものとする。」と記載されている。平成28、29、30年度における売上実績は7千万円を下回っているため、今後の指定管理料についての協議を実施すること。また、ロープウェイの運営に支障をきたす運営状況というのはどのような状

況が推定されるのか、検討しておくこと。